

2019年度宮崎県体育協会競技力向上対策基本方針

1 目 標

各競技団体の組織の充実を図るとともに、国民体育大会において入賞等が期待される競技の強化を重点的に推進し、国民体育大会天皇杯総合順位30位台前半（競技得点450点以上）を目指す。

2 基本方針

- (1) 各競技団体（41競技）の強化組織を充実させ、組織力の向上を図る。
- (2) 国民体育大会において安定した競技得点が獲得できる競技を特技競技として指定し、強化する。
- (3) 国民体育大会において上位入賞が期待できる競技種別を最重点指定として強化する。
- (4) 国民体育大会において入賞の可能性が高い競技種別を重点指定として強化する。
- (5) 国民体育大会において入賞の可能性のある競技種別を発展指定として強化する。
- (6) 上記指定以外の競技種別を育成指定として強化する。
- (7) 国際大会や国民体育大会等において活躍が期待される選手や団体への支援を行う。
- (8) 国民体育大会において、十分に競技力を発揮するための選手強化事業等を実施する。
- (9) 将来、オリンピックや国民体育大会で活躍する選手を輩出するため、ジュニアの育成やタレントの発掘を推進する。
- (10) 女性アスリートへの支援を行い、女子競技力の向上に努める。
- (11) 競技力向上に関する調査研究を積極的に行い、その効果的な活用を図る。
- (12) 選手強化を円滑に推進するため、関係機関への協力要請（訪問）を行うとともに、選手・監督を視察・激励し、意欲を喚起する。
- (13) 各競技団体のガバナンスを高めるための研修や人材の育成に努める。
- (14) 指導技術の向上や意識の高揚を図るなど、指導者の養成に努める。
- (15) 有望社会人が県内で活躍できるよう受入れ体制づくりを進める。
- (16) 県内で施設・設備が十分ではない競技や未普及競技への活動支援に努める。
- (17) 強化費配分計画や重点強化策を策定し、目標達成のための具体的な取組を進める。
- (18) スポーツ医・科学委員会との連携強化に努める。

3 具体的対策

(1) 組織強化対策

組織整備事業を実施し、各競技団体の強化組織・スタッフ及び選手強化計画の充実を図るとともに、情報収集や分析に努め、国体候補選手選考の組織、方法について工夫改善を図る。

(2) 特技競技強化対策

国民体育大会で安定した競技得点を獲得できる競技を指定して優先的に強化する。

(3) 最重点競技強化対策

国民体育大会で上位入賞が期待できる競技種別を指定して強化する。

(4) 重点競技強化対策

国民体育大会で入賞の可能性が高い競技種別を指定して強化する。

(5) 発展競技強化対策

国民体育大会で入賞の可能性のある競技種別を指定して強化する。

- (6) 育成競技強化対策
上記競技強化指定以外の競技種別を指定して強化する。
- (7) 強化指定等支援対策
国際大会や国民体育大会・全国障害者スポーツ大会等で活躍が期待できる選手や団体に対して、強化指定選手支援、大学・社会人支援、海外派遣選手支援等を実施し、競技力の向上を図る。
- (8) 選手強化事業
直前合宿やリハーサル大会派遣、トップチーム活用事業などの選手強化事業を実施することにより育成・強化を図る。
- (9) ジュニア対策
ジュニア層を対象に、ジュニアブリッジ養成事業、ワールドアスリート発掘・育成プロジェクト事業を実施し、素質のある選手の早期発掘と育成により競技力の向上を図る。
- (10) 女性アスリート対策
女性アスリート等の保育支援や国体新種目強化によって、女子競技力の向上を図る。
- (11) 県内の施設・設備が十分ではない競技及び未普及競技対策
県内施設・設備が十分ではない競技への県外遠征に必要な支援や未普及競技の育成に必要な支援に努める。
- (12) 選手強化対策会議の充実を図り、人材育成や資質向上及び情報交換の機会を提供する。
- (13) 下記の調査研究を進める。
 - ① 各関係機関との連携を深め、競技力向上に関する情報収集と分析に努める。
 - ② 各大会の内容・成績を分析し、本県の競技力の把握に努める。
 - ③ スポーツ医・科学委員会との連携を深め、競技力向上に関する調査・研究を推進する。
また、各競技団体とスポーツ医・科学委員会との連携を支援する。
- (14) 連携強化の促進
 - ① 強化練習、強化合宿、各種大会を巡回し、激励する。
 - ② 教育委員会、市町村、学校、企業等を訪問し、国体候補選手の環境整備に努める。
 - ③ 関係報道機関との連携に努める。
 - ④ 本県へ有望社会人を受入れる体制を関係各機関と連携し推進する。
- (15) 指導者の指導力や指導技術など、資質向上のための研修の場を提供する。
- (16) スポーツ医・科学サポートの充実
 - ① 日本スポーツ協会公認スポーツドクター・アスレティックトレーナー及び本会認定アスレティックトレーナーの養成・活用に努める。
 - ② メディカルチェックを実施し、選手のスポーツ傷害の未然防止や運動能力の向上に努める。